

第2弾

令和2年度二本松市新型コロナウイルス感染症対策

経営持続化支援金を交付します



項目	内容
交付対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少している、市内に対象業種の店舗等を有する中小企業者等の皆様へ支援金を交付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年1月31日時点において、3箇月以上継続して営業していること。 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年12月から令和3年2月までの連続する2箇月の売上高等の合計が前年同期の合計と比して20%以上減少していること。 過去に経営持続化支援金の交付を受けた中小企業者等も申請することができます。
右記の店舗等は対象外	<ul style="list-style-type: none"> 中小小売商業振興法第4条第5項に定める連鎖化事業（チェーン店）に該当するもの 二本松市暴力団排除条例第2条第1項第1号から第3号までの規定に該当するもの 風営法第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を営むもの 関係法令に違反しているもの 市等から運営費補助を受けている者や指定管理業務を受託している者 市税（住民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税など）の滞納がある者（新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い徴収の猶予等を受けている者は除く。）

■支援金の交付額

支援金の種類	支援金の内容	交付額	対象業種
店舗等支援金	売上減少等に対する支援	1店舗等あたり10万円 ただし、1者で複数の店舗等を経営している場合は20万円を限度	交付対象となる全業種
家賃等支援金	店舗等の家賃等に対する支援	1店舗等あたり20万円を限度 $\left(\frac{1 \text{ 箇月分の家賃等} \times 1/2}{\begin{matrix} ※5万円を限度 \\ ※1,000円未満切捨て \end{matrix}} \right) \times 4 \text{ 箇月分}$ ただし、1者で複数の店舗等を経営している場合は40万円を限度 （店舗毎に上記により計算し、20万円を限度）	交付対象となる全業種
※店舗等の家賃等…市内に所有している建物、土地、駐車場、車両、機具、機械、装置（専ら事業の用に供するものに限る）			

■支援金の交付対象業種

交付対象業種（3ページに具体的な業種を記載）

宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業（洗濯業、理美容業、旅行業、冠婚葬祭業など）、娯楽業（スポーツ提供施設、カラオケボックスなど）、運輸業、小売業・卸売業、製造業、不動産業・賃貸業、学習支援業、療術業、建設業、医療、福祉、その他サービス業（法律事務所、広告業、設計・測量業、自動車整備業、機械等修理業、職業紹介・労働者派遣業など）等

■支援金の手続き

申請 手続き

(1) 交付申請【申請者→市】

次の書類を作成し提出してください。

新型コロナウイルス感染症対策経営持続化支援金申請書兼請求書（第1号様式）

※申請書兼請求書（第1号様式）は原本を2部ご提出ください

対象期間及び前年同期の売上が分かる試算表や売上台帳等の写し

法人にあつては、

①登記簿謄本の写し（3箇月以内のもの）又は定款の写し

②直近の決算書の写し

個人事業主にあつては、

①直近の確定申告書の写し ②確定申告書に添付する収支内訳書の写し

市税納付状況確認同意書

※居住地（所在地）に関わらずご提出ください。

飲食営業許可証の写し（該当する業種の場合）

風俗営業許可証の写し（該当する業種の場合）

申請日現在の店舗等の賃貸借契約書等の写し（家賃等支援金を申請する場合）

振込先の口座番号等を確認できるもの（通帳等の写し）

※振込先は申請書にご記入いただいたお名前と同じ名義の通帳に限ります。

※過去に経営持続化支援金の交付を受けた中小企業者等も、本件を申請する場合は、改めて添付書類が必要となります。

(2) 交付決定兼確定通知【市→申請者】

交付決定の審査にあたり、必要に応じて調査を行います。

(3) 支援金交付【市→申請者】

支援金は、申請後3週間程度でお振込みいたします。

■注意事項■

- ・提出に際しては、上記添付書類及び必要書類確認表をよく確認のうえ、ご提出ください。
- ・申請書は代表者印（法人の場合は代表取締役印等）を押印してください。（シャチハタは不可）
- ・訂正する場合は二重線のうえ押印により訂正してください。なお、請求額の訂正はできません。（修正ペンや修正テープ、修正液は不可）
- ・フリクションペン（消えるペン）や鉛筆を使用しないでください。
- ・この支援金は事業収入として課税対象となります。

■募集期間

令和3年2月1日（月）～令和3年3月15日（月）【必着】

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、原則として提出は郵送でお願いいたします。

■問い合わせ・送付先

二本松市役所 産業部 商工課 商工振興係

住所：〒964-8601 二本松市金色 403-1

TEL：0243-55-5120 FAX：0243-22-8533

メール：shokoshinko@city.nihonmatsu.lg.jp

■よくある質問（FAQ）

1 交付対象となる具体的な業種は？

カテゴリー (業種)	具体的な業種
宿泊業	旅館、ホテル、民宿
飲食サービス業	飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業
生活関連サービス業	クリーニング業、ランドリー業、理容業、美容業、洗張・染物業、エステティック業、リラクゼーション業、ネイルサービス業、旅行業、衣服裁縫修理業、物品預り業、冠婚葬祭業、ペット美容室、運転代行業 など
娯楽業	スポーツクラブ、フィットネスクラブ、フィットネスジム、ホットヨガ、ヨガスタジオ、ゴルフ場、ゴルフ練習場、マージャン店、ゲームセンター、カラオケボックス、ライブハウス、場外車券売場 など
運輸業	道路旅客運送業（タクシー業、貸切バス業、乗合バス業）、貨物自動車運送業、集配利用運送業、倉庫業、こん包業 など
小売業、卸売業	小売業、卸売業
製造業	製造業
不動産業、賃貸業	不動産業、総合リース業、機械器具賃貸業、自動車賃貸業、レンタルビデオ業、貸衣しょう業 など
学習支援業	学習塾、音楽教室、そろばん塾、英会話教室 など
療術業	マッサージ業、はり・きゅう業、柔道整復業、カイロプラクティック業 など
建設業	一般土木建設建築工事業、土木工事業、建築工事業、鉄骨・鉄筋工事業、左官工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、床・内装工事業、電気工事業、管工事業 など
医療	病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、医療に付帯するサービス業 など
福祉	老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業 など
その他サービス業等	法律事務所、司法書士事務所、土地家屋調査士事務所、行政書士事務所、公認会計士事務所、税理士事務所、社会保険労務士事務所、経営コンサルタント業、不動産鑑定業、広告業、動物病院、測量業、写真業、映像・音声・文字情報制作業、情報サービス業、砂利採取業、古物商、美術品販売業、岩盤浴業、サウナ業、看板業、労働者派遣業、自動車整備業、観光関連業 など

2 中小企業者とは？

中小企業基本法第2条第1項（下記①又は②のいずれか）に該当する者及びこれと同等の事業を営む者（NPO法人等）とします。

カテゴリー（業種）	①資本金の額又は出資の総額	②常時使用する従業員の数
建設業、製造業、運輸業、生活関連サービス業のうち旅行業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
宿泊業、娯楽業、不動産業、賃貸業、生活関連サービス業（旅行業を除く） 学習支援業、療術業、医療、福祉、 その他サービス業	5,000万円以下	100人以下
飲食サービス業、小売業	5,000万円以下	50人以下

3 宿泊業支援金はないのか？

前回と異なり、宿泊業についても、家賃等支援金の対象とし、宿泊業支援金の交付は行いません。

4 店舗がなく、フリーランスの場合は対象とならないのか？

二本松市内に店舗等（事務所、作業所を含む）がない場合は、本支援金の対象となりません。

